

令和2年7月29日

高浜市長 吉岡初浩 殿

高浜市入札監視委員会

委員長 児玉善郎

高浜市入札・契約制度に関する意見について（具申）

当委員会は、高浜市が発注する工事等について、入札及び契約手続の過程並びに契約の内容の透明性をより一層高め、公正な競争性を確保することを目的として平成20年4月に設置されました。

以来、当委員会では、高浜市における工事、物品等の契約に関する入札方法別の入札結果等の検証を行い、必要に応じて、競争性及び品質の確保、地元企業の受注機会の確保、予定価格の適切な設定及び事前公表等に関する意見の具申を行ってきたところであります。

当委員会は、これら意見に対するこれまでの高浜市の取組みについて一定の評価をしておりますが、2年の任期を踏まえ、入札及び契約制度の競争性・公平性及び透明性の確保がより一層図られることを期待し、高浜市入札監視委員会設置要綱第6条に基づき、下記のとおり意見を具申いたします。

記

1 競争性の確保

(1) 条件付き一般競争入札

当市においては、官公需についての中小企業者受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づき、地元企業の受注の機会を確保し、地元企業の発展に資する観点から、地域要件を設定して入札に付する条件付一般競争入札を実施しているところである。

そうした中で、実際の入札においては、参加可能な業者数が5社から8社程度

であるにもかかわらず、応札する業者数はその半数程度といった状況にあるとともに、応札者も固定化しているといった状況が見受けられる。また、準市内業者の応札も少ない状況にある。

加えて、令和元年度の工事全体の落札率は、93.84%と前年度と比較して1.73%減少しているが、近隣市と比較しても高い状況にあり、特に、土木一式工事や水道施設工事については、その傾向が顕著であることが調査の結果明らかになっている。

市内では建設業者の数が減少するなど、市の入札を取り巻く環境が変化していることは承知しているが、一部の業種において試行的に入札参加基準を変更し、公正な競争性が確保される応札業者数となるようにするなど、入札制度についての継続的な検討・見直しが必要と考える。

## (2) 指名競争入札の辞退

指名競争入札において、指名業者が入札を辞退する案件が見られる状況にある。

当市において、指名競争入札の辞退については、高浜市契約規則第21条の2により、「入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。」と規定し、入札辞退も入札参加者の意思表示として認め、何ら制限を付すことなく認めているところである。また、入札を辞退したことが、以後の選定にあたって、制限を受けることになるわけではない。

現行、指名通知では、「入札を辞退するとき及び入札に参加されないときは、文書などにより、その理由を調査する場合がある。」ことを明示し、調査を実施しているところである。指名競争入札の実質的な競争性を高める観点から、辞退理由の調査結果等をふまえて、辞退者をなくす、若しくは少なくするための工夫や対策についての検討が必要と考える。

## 2 予定価格の事後公表

当市においては、工事に係る一般競争入札において、予定価格の事前公表を実施しているが、落札価格が高止まりになる傾向が見られるなどの弊害が懸念されることから、平成28年度から「高浜市公共工事の入札に係る予定価格の事後公表に関する試行要領」を策定し、試行的に事後公表を実施しているところである。

平成28年度は、2業種（土木一式及び建築一式工事）4件であった実施件数を、令和元年度には、4業種（土木一式、建築一式、電気及び水道施設工事）9件まで増やし、その効果について検証等を行っている。しかしながら、令和元年度の事後公表案件の落札率は、電気工事を除き、平成30年度を上回り、約97%から99%と非常に高い結果となっている。

近隣他市において、事後公表の案件を増やすことで落札率に一定の効果がみられることを確認している。

本市においても、事後公表の対象となる案件の基準を定めて対象件数を増加させるなどにより、落札率への効果が得られる為の措置を講ずることを求める。

### 3 予定価格の設定

当市においては、予定価格の設定にあたって、業者の参考見積を活用する場合は、2者以上から参考見積を徴取し、より低額な見積を基に設定することとされている。また、社会・経済情勢の変化等により予算見積時と予算執行時において実勢価格に変動が生じる場合もあることから、予算執行時においても参考見積を徴取することが望まれるところである。

しかしながら、依然として、1者からの見積のみを基に予定価格を設定したり、予算見積時の参考見積をそのまま使用し予定価格を設定したりしている案件が見受けられ、そのことが高い落札率を生じる一因となっていると考えられる。

実勢価格を予定価格に反映させ、より経済的な予算の執行を図るとともに、適正な落札率となるよう、予算執行時において、2者以上から参考見積を徴取し予定価格を設定することを職員に対し周知徹底していただくことを強く求める。